

○北海道警察独身寮運営管理規程の運用について

令和8年3月10日
道本教第5253号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
北海道警察独身寮運営管理規程（昭和56年警察本部訓令第1号）の解釈及び運用方針については、「北海道警察独身寮運営管理規程の運用について」（令3. 3. 12道本教第5514号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、この度、所要の見直しを行い、新たに「北海道警察独身寮運営管理規程の運用について」を定め、令和8年4月1日から実施することとしたので、次の事項に留意の上、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

記

第1 見直しの要点

独身寮における運営管理の基本方針の改正に伴い、各条項の解釈及び運用方針の見直しを行った。

第2 解釈及び運用方針

項 目	解釈及び運用方針
1 趣旨（第1条関係）	(1) 道警察において管理する「独身寮」には、道有財産としているもののほか、警察共済組合本部の所有に属しているもので、同本部と北海道との委託契約に基づき管理しているものを含むものである。 (2) 「別に定めるもの」とは、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）、北海道警察居住施設管理事務取扱規程（平成13年警察本部訓令第14号）等をいう。
2 運営管理の基本方針（第2条関係）	独身寮は、充実した職務執行の基盤となる快適な生活環境を提供する場であるため、生活環境の維持管理の観点により運営管理を行い、寮生への助言及び指導を行うものとする。
3 運営管理責任者（第3条関係）	(1) 「警務部長又は方面本部長の指名する者」とは、原則として、警察署にあっては警察署長（警察署長に警視正の階級にある警察官を充てている警察署にあっては、副署長）、方面本部にあっては当該方面本部の警務課長、警察本部にあっては個別協議の上指名した者をいう。 (2) 運営管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、「運営管理の基本方針」に基づき、入寮人員の見直し、生活環境の改善、給食実態の把握と確認、寮費管理方法の検証等、各独身寮の実態に応じた実効ある運営管理に努めるものとする。 (3) 管理責任者は、寮生の生活環境の改善その他独身寮の適正な運営管理を推進するため、自所属の幹部職員に対し、独身寮を巡視させるものとする。 (4) 管理責任者は、前事項の巡視を行う幹部職員に対し、巡視の曜日、時間帯等を勘案し、画一的にならないよう工夫を凝らすとともに、寮生に対する必要な助言及び指導を行わせるものとする。 (5) 独身寮の巡視を実施した幹部職員は、その結果について適宜の方法で管理責任者に報告すること。 (6) 管理責任者は、寮運営に対する問題点を把握した場合、速やかに改善に向けた措置を講ずるとともに、把握内容

	及び改善状況について独身寮運営管理委員会委員長に報告すること。
4 関係所属長の責務（第4条関係）	<p>(1) 寮生の所属長は、当該所属の寮生が快適な生活を送るための寮環境の維持管理について積極的に推進するように、その責務を明確にしたものである。</p> <p>(2) 寮生の所属長は、所属の幹部職員に対し、独身寮を訪問させ、所属の寮生に対する助言及び指導を行わせるものとする。</p> <p>(3) 寮生の所属長は、前事項の訪問を行う幹部職員に対し、訪問の曜日、時間帯等を勘案し、画一的にならないよう工夫を凝らすとともに、寮監等との連携を密にして必要な助言及び指導を行わせるものとする。</p> <p>(4) 独身寮を訪問した幹部職員は、その結果について適宜の方法で所属長に報告すること。</p> <p>(5) 寮生の所属長は、「運営管理の基本方針」に基づき、独身寮の実効ある運営管理を図るため、必要があると認めるときは、管理責任者と協議するものとする。</p> <p>(6) 寮生の所属長は、寮運営に対する問題点を把握した場合は、速やかに改善に向けた措置を講ずるとともに、把握した内容及び改善状況について独身寮運営管理委員会委員長に報告すること。</p>
5 独身寮運営管理委員会（第5条関係）	<p>(1) 「必要の都度」とは、第5条第2項各号に掲げる事項に関し、委員長が特に委員会において審議する必要がある重要事項と認める場合をいう。</p> <p>(2) 委員長は、必要があると認めるときは、管理責任者、関係警察署長その他委員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。</p> <p>(3) 方面本部に所在する独身寮は、方面本部長により管理責任者が指名されていることから、警察本部に準じ、当該方面本部長の命により、関係所属の担当者等を招集して独身寮の運営管理に関する必要な協議を行うことができる。</p>
6 寮監（第6条関係）	<p>(1) 管理責任者は、自所属の警部又は警部補の階級にある警察官（同相当職の一般職員を含む。）の中から、寮生を直接指導監督し、かつ、独身警察職員に対する指導力のある者を寮監として指名するものとする。</p> <p>(2) 寮監は、寮勤務員と意思の疎通を図り、相互に協力して円滑な寮運営に努めること。</p> <p>(3) 寮監は、第6条第3項各号に掲げる事項を処理するため、独身寮に動態表示板を設置するなどして外出・外泊時における在寮生の把握に努めること。</p> <p>(4) 寮監は、独身寮の入寮状況について、寮生が入退寮した都度、寮生名簿等を作成するなどして入寮者を把握しなければならない。 なお、名簿の様式は問わない。</p> <p>(5) 寮監は、第14条各号に掲げる費用（以下「寮費」という。）の出納状況について、寮長から報告を受けるとともに必要な指導を行い、寮費の適正な保管及び管理に努めること。</p>
7 副寮監（第7	(1) 管理責任者は、自所属の寮生の勤務制、入寮人員等を

<p>条関係)</p>	<p>考慮し、原則として、自所属の警部補又は巡査部長の階級にある警察官（同相当職の一般職員を含む。）の中から、適任者を副寮監として指名すること。</p> <p>(2) 男性及び女性が共に入寮している独身寮については、男性の副寮監及び女性の副寮監をそれぞれ1人以上置くこと。</p> <p>(3) 複数の所属の寮生が入寮している独身寮の副寮監については、各所属からそれぞれ1人以上を指名するものとする。</p> <p>(4) 副寮監は、寮監との連携を密にし、寮監を積極的に補佐するものとする。</p>
<p>8 寮役員（第10条関係）</p>	<p>(1) 「その他必要な役員」とは、会計、幹事、室長等をいう。</p> <p>(2) 男性及び女性が共に入寮している独身寮については、男性の副寮長及び女性の副寮長をそれぞれ1人以上置くこと。</p> <p>(3) 寮長以外の役員の定数、選出方法、任務等については、寮生全員で構成する全寮会議で定めるものとする。</p> <p>(4) 寮役員は、規律ある寮生活を確立するための中核をなすものであり、その言動等は直ちに寮全体の気風に反映するものであるから、常に自らを律して任務を遂行しなければならない。</p> <p>(5) 寮役員は、寮内の環境整備や秩序の維持に常に配意し、必要に応じ、寮生への助言や指導等を行うものとする。</p>
<p>9 寮生の遵守事項（第11条関係）</p>	<p>(1) 管理責任者は、寮生が秩序ある生活を保持し、快適な生活環境を維持するため、遵守事項の具体的細目を定めることができる。</p> <p>(2) 「寮監が特に必要と認める場合」とは、寮生の家族が独身寮を訪問する場合、寮生に対する助言及び指導のため異性の上司が独身寮を訪問する場合等をいい、この場合においては口頭で寮監の承諾を得るものとする。</p>
<p>10 退寮措置（第11の2条関係）</p>	<p>(1) 退寮の判断は、第11条に規定する寮生の遵守事項に違反した行為について、事案の軽重、頻度、指導状況等を総合的に判断して管理責任者が決定するものとする。</p> <p>(2) 退寮は、管理責任者の決定に基づき、寮監が当該寮生に対し、口頭で示達すれば足りるものとする。</p>
<p>11 寮会議関係（第12条関係）</p>	<p>(1) 全寮会議は、おおむね年2回開催するほか、必要に応じ、開催するものとする。</p> <p>(2) 役員会議は、寮長が必要と認めるときに開催するものとする。</p> <p>(3) 寮長は、全寮会議を開催する場合は、必要により、管理責任者、寮監、副寮監、関係所属長等の出席を求めるものとする。</p>
<p>12 簿冊の備付け（第13条関係）</p>	<p>(1) 巡視表は、所属の幹部職員が独身寮を訪問した都度記載し、月1回、寮監が管理責任者に報告すること。</p> <p>(2) 寮会議記録簿は、全寮会議及び役員会議を開催した都度作成し、寮長が管理責任者に報告すること。</p> <p>(3) 備品台帳は、寮費で購入した全ての備品（比較的長期にわたって使用できる物品をいう。）を登載することとし、その都度、寮長が管理責任者に報告すること。</p>

<p>13 費用の負担 (第14条関係)</p>	<p>(1) 寮長は、寮費の出納状況について全寮会議で報告し、経理を明らかにすること。 (2) 寮長は、経理の状況について、毎月、寮監に報告すること。 (3) 寮監は、前事項の報告を取りまとめ、年2回以上、管理責任者に報告すること。 (4) 寮費の出納に係る通帳及び印鑑は、複数の寮役員が分散して保管すること。 (5) 寮費残高が過大となることのないよう、単年度で決算すること。</p>
<p>14 委任 (第15条関係)</p>	<p>管理責任者は、関係所属長と協議し、独身寮の運営管理に関する具体的細目を定めるものとする。 また、寮生活を行う上での必要な事項は、寮監又は副寮監が新規入寮生に指導すること。</p>